

はじめに

1. 公共施設白書作成の背景と目的

この公共施設白書（以下、「白書」という。）は、一関市が所有する公共施設の建築年度や配置状況、利用状況、維持管理に要する経費などを調査した結果をもとに、公共施設の現状を明らかにし、今後の維持管理・運営のあり方を検討するための基礎資料として作成したものです。

平成 17 年及び平成 23 年の 2 度の市町村合併により、8 市町村が一つとなった一関市は、多くの公共施設を所有しています。市町村合併前の旧 8 市町村において、市民ニーズなどに応じて、昭和 40 年代からの高度経済成長期以降、学校施設や集会施設、公営住宅など多くの公共施設を整備してきました。

これらの施設の中には建築してから 30 年以上を経過する施設も多くなってきていることに加え、合併による施設の重複や偏在など、課題を抱えているものも少なくありません。経年劣化による修繕費の増加に加え、10 年後、20 年後には老朽化した施設の大規模改修や建て替えが必要となるばかりでなく、これらが同時期に集中することが懸念されるほか、今後とも厳しい財政状況が続くことが予測される中、既存の施設を現状のまま維持していくことは困難な状況となっています。

また、人口の減少とともに年少人口の減少や高齢人口の増加など、公共施設を取り巻く環境は変化しています。さらに市民のライフスタイルやニーズの多様化なども加わり、公共施設の利用需要が大きく変化していくことも見込まれます。

今後、この白書を活用し、平成 28 年度内に、公共施設等の適正管理に向けた基本的な考え方や取組みについてとりまとめた「公共施設等総合管理計画」を策定します。その後、平成 29 年度以降において、施設の用途ごとの具体的な対応方針について検討を進めていく予定です。市民の皆様から広く意見をいただきながら、長期的な視点をもって適正な施設配置や施設の長寿命化など、将来を見据えた公共施設のあり方を検討するとともに、財政負担の平準化を図りながらコストと便益の最適化の取組みを進めてまいります。

2. 公共施設白書の対象範囲

(1) 財産区分の整理

地方自治体が所有し、管理する財産は地方自治法で図 1.1 のとおり定められています。地方自治体が所有する動産、不動産などは「公有財産」と呼ばれ、「行政財産」と「普通財産」に区分されます。

行政財産は、地方自治体が行政目的で用いる財産のことで、市役所や消防署など地方自治体が事務事業を行うために直接使用する「公用財産」と、学校、市民センター、公営住宅、道路、橋りょうなど市民が一般的に共同利用する「公共用財産」の2つに区分され、原則として、貸付、売却、譲与、出資目的の信託、私権の設定などが禁止されています。

普通財産は、行政財産以外の公有財産で、行政財産と異なり特定の行政目的に直ちに用いられるものではなく、地方自治体が一般私人と同等の立場で所有するもので、貸付、売却、譲渡、出資目的の信託、私権の設定などができます。

本白書では、市が所有する行政財産と普通財産を対象としています。

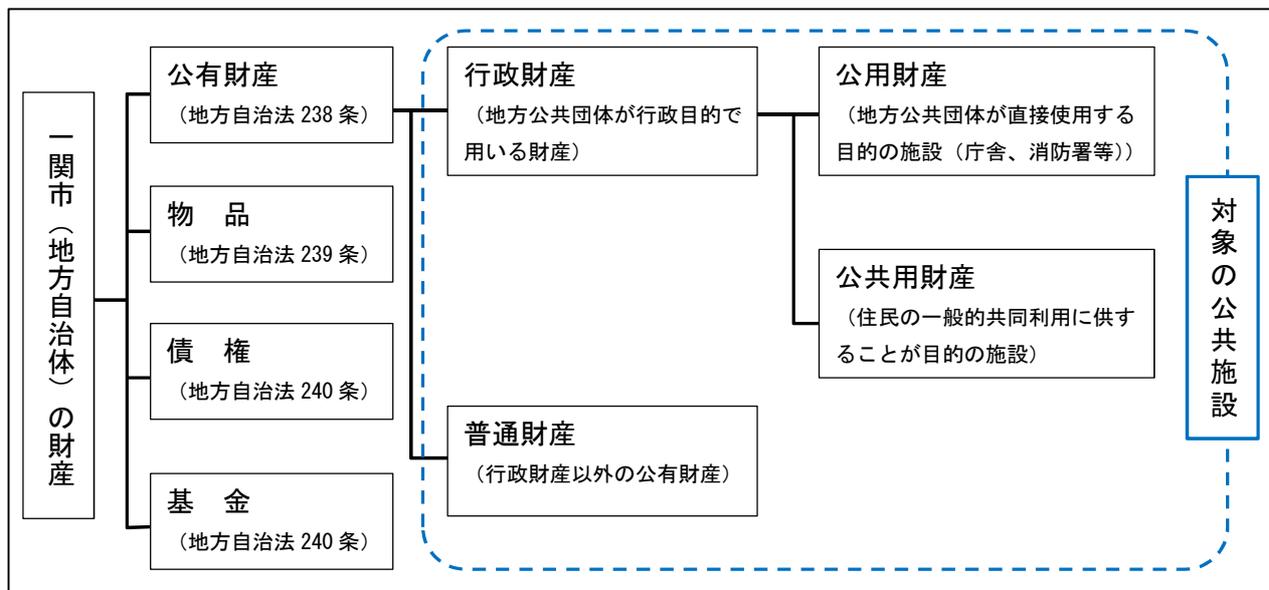


図 1.1 財産区分の整理

(2) 対象施設

本白書において対象とする施設は、建物系施設のほか、道路、橋りょう等のインフラ系施設を含むものとします。建物系施設は建物がある施設のみを対象とし、建物がない施設は含めていません。

本白書の対象とする施設の分類について、表 1.1 に示します。

- ①建物系施設（ハコモノ）
- ②インフラ系施設（インフラ）

表 1.1 対象とする公共施設等の分類について

会計区分	対象施設	
	建物系施設	インフラ系施設
普通会計	市民文化系施設 社会教育系施設 スポーツ・レクリエーション系施設 産業系施設 学校教育系施設 子育て支援施設 保健・福祉施設 医療施設 行政系施設 公営住宅施設 公園施設 道路・河川施設 運輸・通信施設 下水道施設 その他施設 普通財産(建物)	道路 橋りょう 簡易水道 下水道(公共下水道、農業集落排水施設)
企業会計	医療施設(病院会計)	上水道 簡易水道(一部)

(3) 施設の把握の基本単位

施設は、一つの施設が複数棟で構成されている場合があります（例えば、小学校の校舎、体育館など）。本白書では「棟」ではなく、「施設」を基本単位として調査及び情報内容を整理しました。

(4) 作成にあたっての情報収集方法

平成 27 年 4 月 1 日現在の本市の所有する公共施設について、公有財産台帳の建物に関する資料や各課で保管している資料に加え、各課への調査照会結果に基づき、情報の収集整理を行いました。

(5) 白書における集計値について

延床面積等について、施設分類別や地域別に集計していますが、それぞれの区分において小数点第 2 位以下を端数処理して集計しているため、白書に表記している小計値の合計が地域別や市全域の合計値と合わない場合があります。割合（％）についても同様です。